



平成30年度新点数表、告示

平成30年4月1日施行の調剤報酬点数表が、本日告示されました。また、これに伴う留意事項等についても同日付で発出されました。

今回の一部改正に伴う資料については、厚生労働省ホームページ(診療報酬改定)に掲載されているほか、本会ホームページにも順次掲載予定です。

調剤報酬新点数一覧(概要)

<調剤技術料>

調剤基本料1 41点、調剤基本料2 25点

調剤基本料3

イ：同一グループの処方箋が月4万回超40万回以下で、集中率8.5割超または特定の保険医療機関と不動産賃貸借関係あり 20点

ロ：同一グループの処方箋が月40万回超で、集中率8.5割超または特定の保険医療機関と不動産の賃貸借関係あり 15点

特別調剤基本料 10点

病院敷地内かつ集中率9.5割超

地域支援体制加算 35点

医療安全に資する事例報告(平成31年4月1日より適用)、副作用報告体制の整備(平成30年10月1日より適用)等を要件

後発医薬品調剤体制加算

同1(後発品調剤数量割合75%以上) 18点

同2(80%以上) 22点、同3(85%以上) 26点

後発医薬品減算 ▲2点

後発品調剤数量割合2割以下の場合(受付回数月600回以下除く) ※平成30年10月1日より適用

内服薬調剤料

15~21日分 67点、22~30日分 78点、

31日分以上 86点(14日分以下は変更なし)

無菌製剤処理加算(括弧内は6歳未満の乳幼児)

中心静脈栄養法用輸液 67点(135点)

抗悪性腫瘍剤 77点(145点) 麻薬 67点(135点)

<薬学管理料>

薬剤服用歴管理指導料

①6か月以内の再来局かつ手帳による情報提供 41点②それ以外の場合 53点③特養入所者 41点

薬剤服用歴管理指導料(特例) 13点

6か月以内の再来局のうち、手帳ありの割合が5割以下 ※平成31年4月1日より適用

乳幼児服薬指導加算 12点

重複投薬・相互作用等防止加算

残薬調整以外 40点、残薬調整 30点

かかりつけ薬剤師指導料 73点

かかりつけ薬剤師包括管理料 280点

・要件のうち、当該保険薬局の在籍期間6か月以上→12か月以上(他の要件は変更なし)

・常勤に係る週当たり勤務時間→育児・介護休業法で定める期間は週24時間以上かつ週4日以上

服薬情報等提供料

同1 保険医療機関の求め 30点※月1回まで

同2 患者・家族等からの求めまたは薬剤師が必要性を認めた場合 20点

服用薬剤調整支援料 125点※月1回まで

在宅患者訪問薬剤管理指導料

単一建物診療患者が1人 650点

単一建物診療患者が2~9人 320点

それ以外の場合 290点

乳幼児加算(新設) 100点

在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

残薬調整以外 40点、残薬調整 30点

<その他>

分割調剤に係る処方箋様式等の追加

「論文等投稿規程」「執筆規程」4月1日より改訂

日薬誌「論文等投稿規程」および「執筆規程」を4月1日より改訂します。改訂後の規程については、日薬誌3月号、また、ホームページ(会員のページ)にも掲載をしています。今回の主な改訂点は、利益相反の有無に関する申告・記載、E-mailによる電子投稿、投稿手数料の新設等となります。投稿される際には、「論文等投稿規程」「執筆規程」のご確認をお願いします。

特に、4月1日以降、新規規程に則していない場合は受付ができなくなりますので、ご注意をお願いします。

JPALS Webテスト始まる!

(対象:クリニカルラダーレベル1、2、3、4の方)

クリニカルラダー(CL)レベル2、3、4、5に昇格するためのWebテストを3月1日(木)~3月31日(土)までの1か月間実施します。Webテストの受験が可能な方には、2月下旬にメールを送信しました。詳細については、JPALSのシステムに掲載中の「日本薬剤師会からのお知らせ」→「【CLレベル1~4の方】「CLレベル昇格Webテスト」が3/1から始まります!」をご覧ください。

◆日薬会員の方：FAX送付先変更・中止等のご連絡は直接、所属の都道府県薬剤師会等までお願いします。

◆日薬会員以外の方に誤って届いた場合：中止するFAX番号をご記入の上FAX(03-3353-6270)宛にご返信ください。

中止FAX番号(- -)



規制改革推進会議公開ディスカッション開催

規制改革推進会議は3月27日、「オンライン医療の推進に向けて～Society5.0のもとで拓ける医療の可能性～」をテーマとして、公開ディスカッションを開催しました。

当日は本会からも役員が出席し、在宅医療における薬剤師の役割、医療資源などの乏しい過疎地等において薬剤師が果たすべき役割、ICTを用いた在宅医療などについて説明しました。

同ディスカッションには本会のほか、日本医師会、病院関係者などが出席し、遠隔服薬指導などを含めた考え方について意見交換が行われました。

当日の資料等は、内閣府HPにおいて閲覧が可能となっております。

厚生労働省、平成 30 年度診療報酬改定に係る疑義解釈資料等を発出

平成 30 年度診療報酬改定に関して、厚生労働省は3月26日に平成 30 年度診療報酬(調剤報酬)改定に係るレセプト等記載要領通知を、同 30 日に疑義解釈(いわゆるQ&A)を発出しました。

調剤レセプトについては、氏名のカタカナ記載が求められています。また、処方箋記載要領においては、分割調剤に係る記載方法が示されています。

疑義解釈資料では、今回の改定で新設・変更された地域支援体制加算、服用薬剤調剤支援料、薬剤服用歴管理指導料等について、算定上の留意点が示されています。

本通知は、厚生労働省HPにも掲載されていますので、ご参照ください(本会HPにも掲載予定です)。

平成 30 年度介護報酬改定の留意事項等が通知

3月22日に平成 30 年度介護報酬改定の留意事項通知等が発出されました。

留意事項通知では、居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導も含む)に係る単一建物居住者の人数の取扱いや薬剤師が行う居宅療養管理指導業務の要件等が示されています。また、同日付でQ&Aが併せて示されており、居宅療養管理指導の取扱いについて解釈が示されています。

詳細は厚生労働省HP、福祉医療機構HPに掲載されていますので、併せてご参照ください(本会HPにも掲載予定です)。

第103回薬剤師国家試験、合格発表

厚生労働省は3月27日、第103回薬剤師国家試験(2月24日、25日実施)の合格発表を行いました。結果は受験者13,579名、合格者9,584名、合格率70.58%(6年制新卒84.87%、同既卒47.00%、その他32.58%)でした。合格者数推移、大学別合格者数等の詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

第 51 回日薬学術大会(石川大会)の一般演題募集を開始

本年9月23日から24日に石川県・金沢市で開催される第 51 回日薬学術大会の一般演題(会員による口頭発表、ポスター発表)の募集を開始しました。応募締切は5月23日(水)正午まで、応募方法は、大会HPからのインターネットを通じた応募となります。抄録作成に際しては、大会HP掲載の「日本薬剤師会学術大会一般演題投稿規程」および規程に基づき制定した「投稿ガイドライン」、「利益相反規程」に従ってください。

また、薬剤師の調査・研究活動への意識向上並びに調査・研究内容のさらなる質の向上に資することを目的に、昨年同様、「ポスター優秀賞」を選考することとしています。

患者さん説明用記事広告のご案内(Wedge、Happy-Note)

「かかりつけ薬剤師・薬局」や「お薬手帳」などを重点テーマとした広報活動の一環として今回、東海道・山陽新幹線グリーン車搭載の「Wedge(発行:ウエッジ)」と、子育て世代の情報誌「Happy-Note(発行:ミキハウス子育て総研)」の2誌に記事広告を掲載しましたのでご案内申し上げます。

記事については掲載から3年間の転載許諾を得ており、本会のホームページで全文が読めるようになっています。ぜひご覧いただき、患者さんへの情報提供等にお役立てください(トップページ>薬剤師の皆さまへ>広報活動>メディア掲載情報)。

◆日薬会員の方: FAX 送付先変更・中止等のご連絡は直接、所属の都道府県薬剤師会等までお願いします。

◆日薬会員以外の方に誤って届いた場合: 中止する FAX 番号をご記入の上 FAX (03-3353-6270) 宛にご返信ください。

中止 FAX 番号 (- -)



緊急

2018 年 2 月 19 日

薬剤師の先生へ

鳥居薬品株式会社

ミティキュア®ダニ舌下錠の小児適応に係る 【用法及び用量】、【使用上の注意】改訂のご案内 ～処方対象の拡大に伴い、あらためて 適正使用へのご協力をお願いいたします～

ダニアレルギーの減感作療法（アレルゲン免疫療法）薬 ミティキュア ダニ舌下錠（製造販売元：鳥居薬品株式会社）は、平成 30 年 2 月 16 日付で【用法及び用量】の変更が承認されました。これに伴い、12 歳未満の小児患者への処方が可能になります。処方対象の拡大により、処方経験の無い医師から処方箋を応需する可能性があることから、先生方におかれましては、小児患者の服薬方法等のご説明や調剤フローについて再度ご確認くださいませようをお願いいたします。

【効能又は効果】 変更なし
ダニ抗原によるアレルギー性鼻炎に対する減感作療法

【用法及び用量】 変更（削除）箇所：_____部

変更後	変更前
通常、投与開始後 1 週間は、ミティキュアダニ舌下錠 3,300JAU を 1 日 1 回 1 錠、投与 2 週目以降は、ミティキュアダニ舌下錠 10,000JAU を 1 日 1 回 1 錠、舌下にて 1 分間保持した後、飲み込む。その後 5 分間は、うがいや飲食を控える。	通常、 <u>成人及び 12 歳以上の小児</u> には、投与開始後 1 週間は、ミティキュアダニ舌下錠 3,300JAU を 1 日 1 回 1 錠、投与 2 週目以降は、ミティキュアダニ舌下錠 10,000JAU を 1 日 1 回 1 錠、舌下にて 1 分間保持した後、飲み込む。その後 5 分間は、うがいや飲食を控える。

【使用上の注意】 6. 小児等への投与 変更（追加改訂）箇所：_____部、変更（削除）箇所：_____部

変更後	変更前
(1) <u>低出生体重児、新生児、乳児又は 5 歳未満の幼児</u> に対する安全性は確立していない。（使用経験がない） (2) <u>小児等に対しては、本剤を適切に舌下投与できると判断された場合にのみ投与すること。</u> また、 <u>保護者等に対しても本剤の適切な投与方法を指導すること。</u>	<u>12 歳未満の小児等</u> に対する安全性は確立していない。（使用経験がない）

警告、禁忌、使用上の注意等の詳細は、製品添付文書をご参照ください。
(次頁もご参照ください)

- ◆日薬会員の方：FAX 送付先変更・中止等のご連絡は直接、所属の都道府県薬剤師会等までお願いします。
- ◆日薬会員以外の方に誤って届いた場合：送信を中止しますので、中止する FAX 番号をご記入の上 FAX (03-3353-6270) 宛にご返信ください。中止 FAX 番号 (- -)

適正使用へのご協力をお願い

本剤はダニアレルゲンを含む舌下錠であり、アナフィラキシー等の発現のおそれがあることから、本剤に関する十分な知識と減感作療法（舌下免疫療法）に関する十分な知識・経験を持ち、本剤のリスク等について十分に管理・説明できる『受講修了医師』^{注1)}のみが処方可能です。ミティキュアの処方箋を受領された際は、本剤の承認条件^{注2)}を踏まえ、下記フローに則った対応をお願いいたします。

『受講修了医師』の確認

本剤処方元医師が『受講修了医師』^{注1)}であることの確認が必要です。

- ① 医師名又は鳥居薬品舌下免疫療法薬 受講修了医師番号（ミティキュア受講修了医師番号）
- ② 医療機関名

下記の「登録医師確認窓口」で上記①及び②の両方を確認してください。

鳥居薬品舌下免疫療法薬 登録医師確認窓口（お電話又はウェブサイトへアクセス）

【コールセンター】 0120-893-146

※受付時間（月～金 9:00-19:00、土 9:00-17:30 日・祝日除く）

【確認用サイト】 <http://confirm.alg-immunotherapy.jp>



確認できた場合

調剤してください。



確認できなかった場合

調剤しないでください。^{注3)}

- 処方元医師に疑義照会を行ってください。
- 上記のコールセンターにご連絡ください。

服薬指導

患者にミティキュアを交付する際には、『服薬指導チェックシート』等を用いて、理解度を確認しつつ服薬指導をお願いします。

（なお、患者にはアナフィラキシーの前兆症状等を記載した『患者携帯カード』が処方元医師から交付されます。）

注1)

『受講修了医師』とは、下記①～③を完了した医師です。

- ① 関連学会等主催の「舌下免疫療法（減感作療法）講習会」の受講又は関連学会監修の「アレルゲン免疫療法（減感作療法）eラーニング」の受講かつ「eテスト」の合格
- ② 鳥居薬品が提供する「鳥居薬品舌下免疫療法薬 適正使用 eラーニング」の受講および「鳥居薬品舌下免疫療法薬適正使用eテスト」の合格
- ③ 処方する医療機関名および緊急搬送する場合の医療機関名の登録

注2)

【承認条件】 舌下投与による減感作療法に関する十分な知識・経験をもつ医師によってのみ処方・使用されるとともに、本剤のリスク等について十分に管理・説明ができる医師・医療機関のもとでのみ用いられ、薬局においては調剤前に当該医師・医療機関を確認した上で調剤がなされるよう、製造販売にあたって必要な措置を講じること。

注3)

本剤の処方医師が『受講修了医師』であることを確認できない場合、調剤を拒むことは厚生労働省より、薬剤師法の「正当な理由」に当たることが通知されています。[厚生労働省通知（平成27年9月28日、薬食審査発0928第5号）]

・ミティキュアの製品に関する情報は、インターネット上の「アレルゲン免疫療法.jp」(<http://www.alg-immunotherapy.jp/index.php>) のサイトでご確認いただけます。

・お問い合わせは、鳥居薬品株式会社のお客さま相談室（TEL 0120-410-520）へお願いいたします。